

化学物質審議会への審議体制の見直しについて

平成 25 年 7 月 5 日
化学物質審議会

化学物質審議会は、管理部会を廃止し、審査部会及び安全対策部会における審議事項を下記の通り変更する。

記

審査部会

主に化学物質の性状に基づいて判断する次の事項について、調査審議を行う。

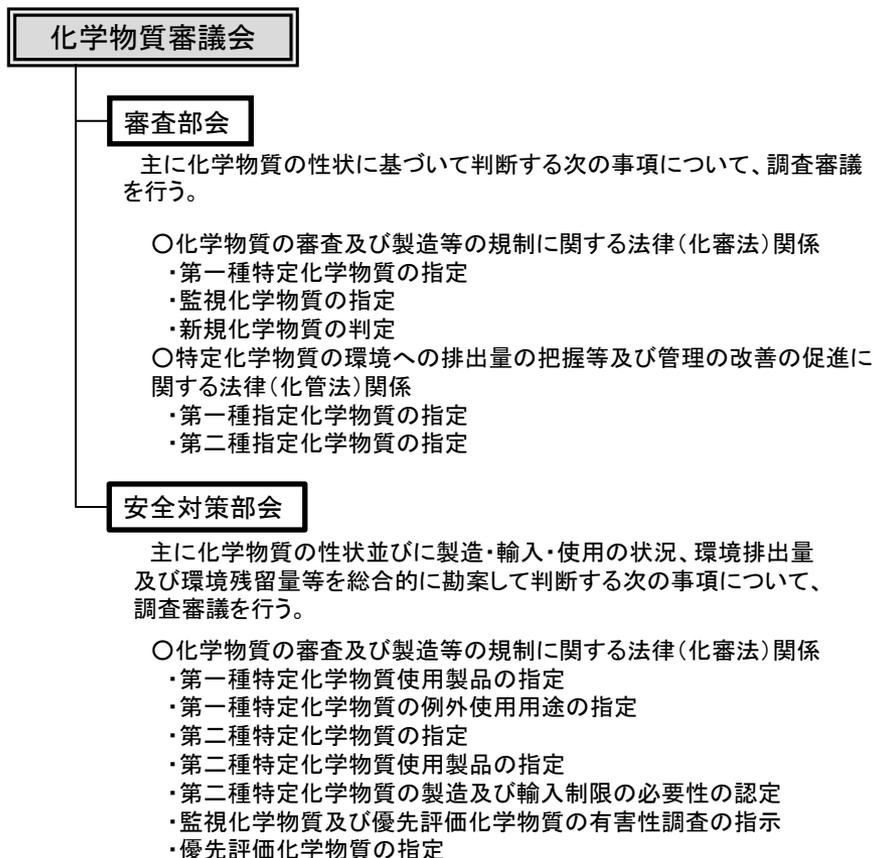
- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関係
 - ・ 第一種特定化学物質の指定
 - ・ 監視化学物質の指定
 - ・ 新規化学物質の判定
- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）関係
 - ・ 第一種指定化学物質の指定
 - ・ 第二種指定化学物質の指定

安全対策部会

主に化学物質の性状並びに製造・輸入・使用の状況、環境排出量及び環境残留量等を総合的に勘案して判断する次の事項について、調査審議を行う。

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関係
 - ・ 第一種特定化学物質使用製品の指定
 - ・ 第一種特定化学物質の例外使用用途の指定
 - ・ 第二種特定化学物質の指定
 - ・ 第二種特定化学物質使用製品の指定
 - ・ 第二種特定化学物質の製造及び輸入制限の必要性の認定
 - ・ 監視化学物質及び優先評価化学物質の有害性調査の指示
 - ・ 優先評価化学物質の指定

化学物質審議会構成図(変更後)



(参考) 部会の審議事項

審議事項	審査部会(ハザード)	安全対策部会(リスク)
	化審法の規定に基づき、化学物質の安全性に関する判定について調査審議 ①一特の指定 ②監視の指定 ③新規化学物質の判定	化審法の規定に基づき、化学物質に関する安全確保のための一般的施策及び規制措置について調査審議 ①一特使用製品の指定 ②一特エッセンシャルユースの指定 ③二特の指定 ④二特使用製品の指定 ⑤二特製造輸入制限の必要性の認定 ⑥監視・優先の有害性調査指示 ⑦優先の指定
	化管法の規定に基づき、第一種及び第二種対象物質の指定についての調査審議(化管法対象物質の指定)	

化学物質審議会構成図(変更前)

